



杉並の 論点



発行：佐々木浩 167-0032 東京都杉並区天沼3-9-12 03-5397-7088

犯罪被害者等支援条例ができました。

平安な日常だったはずなのに、ある夜、自宅に強盗が入る。財産は奪われ、家族に死傷者がでる。警察や病院に連絡をしなければならないのに、たまたま近所に頼れる知人がいなかったりとパニック状態になりどうしていいかわからない。現場検証やら事件の傷跡が残る自宅には当分帰れず、しばらくどこで暮らしてよいのか途方に暮れる。場合によっては保険などもおらず、犯人が逮捕されても支払い能力がなかったりと医療費すら捻出できない。事件の影響で仕事もやめ、家事や育児すらままならない

こんな悲惨なケースが誰の身の上にも現実的に起こりうるのです。このように犯罪に巻き込まれた被害者は、事件後も長く続く恐怖、失ったものへの消えない記憶、様々な生活上の困難や家庭崩壊など、人生を一変する大きな苦痛を味わっていますが、その受けた打撃の大きさにもかかわらず、十分な社会的支援を受けられず、多くの被害者が深刻な状況に置かれています。

これまで犯罪者の人権についてばかり声高に訴えられてきましたが、本来、守らなければならない「被害者、の人権についておろそかになっていたと思います。

ようやく「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に国会で成立し、犯罪被害者への支援が社会全体の責務となりました。これを受け、地方自治体においても、支援内容の具体化や仕組みづくりが求められています。

ここまで他自治体でも被害者支援条例や施策がありましたが、あくまで見舞金の支給程度にとどまっており、犯罪被害者等に対する総合的な支援体制への取り組みは、自治体としては杉並区が全国で初めてです。

犯罪被害者とその受けた打撃を回復し、人間らしい生活を取り戻すためには、被害直後の迅速な支援とともに、その後の日常生活の中で、それぞれの実情にあったきめ細かで、息の長い支援が必要です。杉並区は区民に最も身近な自治体として、危機管理だけでなく福祉、保健など様々な分野から施策を展開します。

条例では、犯罪被害者等の人権の保障を第一に、

犯罪等の被害者支援に関する基本理念を定め、杉並区および区民等の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の整備に関する事項を定め、被害者等が必要とする施策を総合的に推進することにより、被害者等が受けた被害等の軽減や回復に資することを目的とし、平成18年4月1日から施行致します。

どんな支援をするのか

- 総合支援窓口の設置 窓口には、専門的な知識を持つ支援コーディネータを配置し、直接面接や電話等で、情報提供、助言、支援の調整、場合によっては手続きの代行、警察署や病院等への付き添いなどを行います。
- 一時利用住居の提供 安全確保のために緊急に新しい住居が必要な場合（短期）や安全確保上の問題等ですぐに民間賃貸住宅等への転居が困難な場合（長期）に、区所有施設などを一時利用住居として提供します。
- 家事・育児の援助 被害者の傷害・死亡や裁判所への出頭などにより、家事・育児が困難となった犯罪被害者等に、被害者支援の知識を持ったヘルパーを派遣します。
- 資金の貸付 臨時的に必要な経費について、30万円を限度に無利子で貸付を行います。
- 支援員制度を創設 区民の中から「犯罪被害者支援員」を養成し、地域の中で支援の輪を広げる仕組みを築きます。相談、情報提供、付添などの支援をします。



あらまし

地方議員の年金制度は、昭和36年、地方議会議員の互助年金制度が任意加入でスタートしましたが、翌年に強制適用の公的年金制度となりました。

都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会（23区も含む）、町村議会議員共済会の3つがあります。

年金制度の趣旨としては、議会の任務の重要性にもかかわらず、議員及びその遺族の生活が不安定であるから、手厚い保障でもないと優秀な人材がそろわないし、また在任中に悪いことをしないようにという事も含んでいるのかもしれませんが。確かに落選してしまえば翌年からは収入ゼロという事もあります。私も今は独身なので少しは気楽なのですが、家

庭のことを考えれば大変リスクのある職業だとは思いますが。

しかし、先輩として、これから議員を目指したいという若者の指導をしておりますが、少なくとも年金とかの待遇を目的に議員になりたい人は一人もいませんし、そのような気持ちの人は始めから議員を目指すこと自体迷惑な話です。ようは「志」の問題であります。

地方議員年金はもうすぐ破綻

議員年金には様々な問題があり、たびたびマスコミの槍玉にあがっています。国民年金や厚生年金に比べて受給までの支払い期間が短い割には多額の

議員年金なんかいらない！

給付が受けられたり、公費負担などが注視されています。（別記の表を参照してください。）

また平成の市町村大合併や、各地での議員定数削減がすすみ負担の担い手である現役議員はどんどん少なくなっています。しかしその逆に給付をうける側の引退した議員OBが増えるため、現在の負担と給付の水準のままだと、3年後の2008年には地方議員年金は破綻するという計算になります。

ですから後に私の例で示したように25年先の65歳で、現在予定されている受給額など不可能な話となっています。多少の改正を目途にしたとしても、現在の世情から公費をどんと投入することなど許されず、また今ですら毎月7万8千円も払っている我々、現役世代からさらに大幅値上げをして月1

0万円も払えといっても無理な話です。引退間際の方々はどうあれ、我々、若手議員のほとんどが地方議員年金は必要ないと思っています。

国民年金も重なっている

厚生年金と国民年金は同時に加入する事はできませんが、議員年金と国民年金は何故か両方強制加入となります。一時騒がれました議員の国民年金不払いについて私個人は問題ありませんが、勘違いしていた議員は多かったのではないのでしょうか。ともかく私達は議員年金の他にも国民年金の分も受け取ることになります。このへんもおかしな話ですのですっきりしなければならぬと思います。

～年金の比較～

遺族年金等もありますが、ここでは退職年金について紹介いたします。また地方議員年金制度がたびたび改正されていることや在職年数、掛金によって違いますので、私がちょうど3期目で任期をまっとうすれば12年在職となりますので例としてしめました。また各データは場合によって違いますので、あくまでも比較するのにわかりやすい目安となります。

	市議会議員年金	佐々木の次々佐	国会議員年金	国民年金
受給要件	在職12年以上	年2年	在職10年以上	25年以上
受給年齢	65歳	歳5歳	65歳	65歳
納付額	標準報酬月額13%+期末手当の5%	月額7万8千円+期期納当か当納2.2万円	月額10万3千円+期末手当から約3万円	月額1万3580円
公費負担	約4.2%（標準報酬月額の10.5%）	月額6万3千円	7.5%	3.3%
給付額	掛金、年数で細かく違う	月額18万円	10年在職で月額412万円	40年支払いで月額79万7千円
その他	S61年時（前）に在職してた人は55歳より支給される		中曽根元首相だと月額約6.2万円らしい	

平成16年度決算を認定しました。

平成16年度は「安全安心のまちづくり」「元気と活力のあるまちづくり」「未来に夢を育むまちづくり」をテーマに区政運営が行われましたが、それぞれの分野で積極的な施策が推進されました。将来の負担を軽くすることを見据えて公債を一括償還するなど、財政面でも積極的に動いているのがわかります。財政逼迫の他の自治体に比べここ数年の杉並区の運営は安定しており基盤もしっかりしてきました。



しかしながら一般社会と同様に、職員の団塊世代の大量退職を数年後にひかえ、その退職金も膨大になります。また学校を中心に区内施設が建て替えの時期を迎えているため、これまた膨大な改築費用が必要となります。そのためとても楽観できる財政状況とはいえず、引き続き行財政改革をすすめなければなりません。

**平成16年度の区民1人あたりの
貯金（基金現在高） = 69,026円
（前年2,980円減）
借金（区債残高） = 123,402円
（前年20,872円減）**

科目	(円)	主な内容
議会費	60	議会運営
総務費	870	情報化、広報／広聴、危機管理、選挙など
生活経済費	470	税務、戸籍、産業振興、NPO育成など
保健福祉費	4,150	社会福祉、児童福祉、生活保護、保健衛生など
都市整備費	980	都市計画、道路／公園、駐輪場など
環境整備費	630	ごみ、リサイクル、環境対策など
教育費	1,280	学校運営、生涯学習、スポーツ、図書館など
公債費	1,560	借金返済
合計	10,000	

**平成16年度の実行財政改革
財政効果額は = 約39億円
職員定数削減は = 120人**

* 決算数字を1万円に例えて分野別に表にしてみました。

教科書採択 大騒動の中で決まる ～注目の中学校歴史は扶桑社に決定！～



杉並区教育委員会は来春から4年間、小中学校で使用する教科書を採択しました。

なかでも中学校の歴史教科書に関しては大変な注目が集まりましたが、もはや注目というレベルではなく大混乱の中での採択作業となりました。採択前より扶桑社の歴史教科書に反対するグループが大掛かりな反対運動を展開していましたが、当日は賛成派も入り交じって、区役所にくいた一般の方々も迷惑するぐらいの盛り上がりで、高じて反対派から逮捕者がでる事態となりました。このような状況は事前に予測されていたので、採択の会議事体を他の自治体にならって非公開にした方がよいという意見もありましたが、杉並区の教育委員会はあくまでも公開を貫いたことはりっぱでした。教科書採択についてはあくまでも教育委員会が決定するので、区長やわれわれ議会がどの教科書が良いなどと口をはさむべきではありませんが、私も賛否双方より相当意見を求められました。

今回、歴史教科書の採択にあたっての教育委員会の判断は決して間違っているとは思いません。むしろあの混乱の渦中であって正々堂々と採択をすすめた事に敬意を表します。私自信も各教科書に目を通しましたが、扶桑社版が反対派が言われるように、「歴史をわい曲し、戦争を賛美する」内容とは思えませんでした。当然、採択の上にあがるためには国の教科書検定を通して、問題があれば修正などされるわけですから検定を通ったものは平等に扱わなければならないと思います。

議会改革

『議会改革に関する検討調査部会』を設置しました。

議会のしくみには条例、規定、慣例など様々なルールがあります。

もちろん民主的に議論をし、結論を導くための先人の知恵の蓄積でもありますが、その仕組みはむしろ硬直化し、時代の変化についていけない感があります。議員になって以来、常に議会改革を訴え、議員定数削減などを実現してまいりましたが、その改革へのスピードは緩やかなものでした。

ここにきて我が杉並区議会も若手中心に本格的な改革論議が高まり、ベテランも含めた議会をあげて議論できる下地が出来てきました。

まず議員全員に議会改革についてどんな取り組みをす

べきかアンケートを採りましたが、その結果360項目以上の改革案が出されました。

現在このアンケート結果を分類し、ひとつひとつについて、短期的、中期的、長期的な課題として論議する機関として『議会改革に関する検討調査部会』を設置しました。

各会派から12名の委員が参加しておりますが、私も当然メンバーとして参加しております。来年の3月に中間報告をする予定です。

また「ぎかいだより」「議会のホームページ」「議会のインターネット、CATV中継」など広報に関する委員会として、議会広報委員会(6人)を立ち上げましたが、こちらは私が委員長になりました。

選挙の結果

都議会議員選挙(7月3日)

投票率: 42.26%
(前回H13年: 47.24%)

順位	当落	候補者氏名	得票数
1	当選	まつば多美子	29,799
2	当選	田中 良	22,928
3	当選	早坂よしひろ	22,283
4	当選	吉田 信夫	18,924
5	当選	門脇ふみよし	17,425
6	当選	福士 敬子	17,337
7		大泉 ときお	15,600
8		堀之内 敏恵	10,732
9		木梨もりよし	8,285
10		長谷川ひでのり	7,977
11		とかしきなおみ	6,249
12		千葉 昇	4,738
13		中川 修	588

衆議院議員選挙(9月11日)

投票率: <小選挙区> 64.61% <比例区> 64.51%
(前回H15年: <小選挙区> 57.39% <比例区> 57.29%)

当落	候補者名	得票数	順位	名称	得票数
			1	自由民主党	117,807
当選	石原のぶてる	161,966	2	民主党	91,097
			3	公明党	24,081
	鈴木盛夫	94,074	4	日本共産党	24,006
			5	社会民主党	15,959
	沢田俊史	26,819	6	新党日本	12,668



佐々木浩プロフィール

昭和39年12月 40歳

新潟県栃尾市生まれ

慶應義塾大学文学部 人間関係学科人間科学専攻 卒業
社長秘書などサラリーマンや都議会議員秘書などを経験し
平成7年、当時最年少で杉並区議会議員に初当選
平成11年、平成15年と連続当選をはたし現在3期目
議員生活10年をこえる

所属政党は日本新党、新進党をへて無所属に

杉並区監査委員など議会の要職をつとめ

現在、区議会会派『自由無所属杉並区議団』幹事長



区政の出前やっています。
お気軽にお声を!

このレポートは佐々木浩の政務調査費より作成しております。ご意見やご質問などありましたら是非およせください。

Mail : master@sasahiro.com

FAX 03-5397-7088